

後期高齢者医療制度の被保険者の皆さんへ



令和6・7年度の 後期高齢者医療制度の保険料率をお知らせします

令和6年4月1日から保険料率を改定します。

● **令和6・7年度の保険料率(年額)** 令和6年度の保険料の額は、7月に郵便でお知らせします。

| 区 分 | 保 険 料 率 | |
|----------|-------------|-------------------|
| | 現行(令和4・5年度) | 改定後(令和6・7年度) |
| 被保険者均等割額 | 46,160 円 | 48,604 円 |
| 所得割率(※1) | 8.70% | 9.56% (※2) |
| 年間保険料上限額 | 66 万円 | 80 万円 (※3) |

※1 「所得割額」の計算方法…総所得金額等から基礎控除の43万円を差し引いた金額×上記の割合

※2 総所得金額等から43万円を差し引いた金額が58万円以下の方の所得割率は8.84%(令和6年度に限る)

※3 令和6年3月31日以前から後期高齢者医療の被保険者であった方もしくは、障がい認定により、後期高齢者医療の被保険者となった方の年間保険料上限額は73万円(令和6年度に限る)。(ただし、令和6年4月1日以降に75歳に到達し、その後広域連合をまたいだ転居を行った場合、転居先の広域連合では対象外)

● 令和6年度の均等割額が軽減される場合

世帯主と被保険者全員の所得が一定以下の方は、世帯の所得水準に合わせて、均等割額が軽減されます。

- ・65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、15万円を引いた額で判定します。
- ・事業所得などの専従者控除および譲渡所得の特別控除等の税法上の規定は適用されません。

均等割額が7割軽減される方

被保険者とその世帯の世帯主の総所得金額等が、次の計算式を超えない方
43万円+10万円×(年金・給与所得者の数(※) - 1)

均等割額が5割軽減される方

被保険者とその世帯の世帯主の総所得金額等が、次の計算式を超えない方
43万円 + (29.5万円×世帯の被保険者数) + 10万円×(年金・給与所得者の数(※) - 1)

均等割額が2割軽減される方

被保険者とその世帯の世帯主の総所得金額等が、次の計算式を超えない方
43万円 + (54.5万円×世帯の被保険者数) + 10万円×(年金・給与所得者の数(※) - 1)

※年金・給与所得者の数は、令和5年中の給与収入が55万円を超える方、または公的年金収入額が65歳未満で60万円、65歳以上で125万円を超える方が該当します。

◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当 ☎0748-52-6584
滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎077-522-3013

広域連合のホームページで
保険料額の計算ができます。▷



65歳以上の皆さんへ

結核検診のお知らせ



町では、65歳以上の住民の皆さんを対象に、結核検診を実施します。対象の方には、結核検診のお知らせをお送りします。お手元に届いていない場合でも、対象年齢の方であれば受診することが出来ます。できるだけお近くの会場で受診してください。なお、受診されない場合、福祉保健課への連絡は必要ありません。

〈対象者〉

日野町に住所がある65歳以上の方

(令和6年度中に65歳になる方を含む)

(昭和35年4月1日以前にお生まれの方)

〈持ち物〉

結核検診のお知らせ(きみどり色)

検診料は無料です！



【注意】

令和6年度も集団健診で肺がん検診を実施します。

肺がん検診と結核検診は同様の検査(胸部レントゲン撮影)になりますので、不必要な被ばくを避けるため、肺がん検診の受診を希望される方は、結核検診を受診する必要はありません。

(肺がん検診は、喫煙の度合いなどにより、喀たん検査をすることがあります。)

◆問い合わせ先 福祉保健課 保健担当 ☎0748-52-6574

みんなで支えあう

国民健康保険

柔道整復師(接骨院・整骨院)のかかり方

施術を受けるときは、健康保険の対象になる場合とならない場合があります。

| 保険の対象となる施術 | 保険の対象とならない施術 |
|--|--|
| ◎医師や柔道整復師に、骨折、脱臼、打撲、ねんざ、肉離れなどと診断または判断され、施術を受けたとき ※骨折および脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。 | ●単なる疲労や慢性的な要因からくる肩こりや筋肉疲労 ●脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善のみられない長期の施術 ●仕事中や通勤途上に起きた負傷(労災保険の対象となる場合)など |

施術を受ける際は、次のことに注意し、正しく受診しましょう。

施術をつけるときの注意

- ① 負傷の原因を正確に伝えましょう
交通事故などの第三者行為による施術の場合は、住民課保険年金担当に連絡してください。
- ② 施術が長期にわたる場合は、医師の診断を受けましょう
内科的要因も考えられますので、医師の診断を受けましょう。
- ③ 療養費支給申請書の内容をよく確認しましょう
接骨院で施術を受ける場合、療養費支給申請書に署名が必要となります。この申請書には、傷病名や施術内容、回数などが記載されていますので、内容を確認してから署名しましょう。
- ④ 領収証は必ずもらいましょう
領収証は保管しておき、医療費通知で金額・日数の確認をしてください。また、医療費控除を受ける際にも必要です。大切に保管してください。

◆問い合わせ先 住民課 保険年金担当 ☎0748-52-6584